

特記仕様書

1 業務委託名称等

業務名称：令和8年度那覇空港内埋蔵文化財発掘調査に伴う支援業務委託

業務場所：沖縄県那覇市大嶺（大嶺村跡）

履行期間：契約締結日から令和9年3月31日

2 共通仕様書の適用

本委託業務にあたっては、本特記仕様書のほか、「発掘調査支援業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

3 特記仕様書の適用

本特記仕様書は、「令和8年度那覇空港内埋蔵文化財発掘調査に伴う支援業務委託」に適用する。

4 作業日時

ア 特に指示がない限り、現地作業は祝日を除く火曜日から金曜日とする。

イ 掘削や記録作業等、調査職員による現地での指示が必要な内容の作業時間は、原則として作業日の午前9時00分から午後4時00分までとする。

ウ 前2項について、作業の進捗等の理由により変更の必要がある場合は、調査職員と適宜協議すること。

5 留意事項

(1) 発掘調査に関する留意事項

ア 現地作業は、令和9年1月末までの終了を前提として工程計画を立てること。

イ 周辺工事等の進捗に応じて、現場進入路の設置変更および環境整備等、調査職員と協議の上、必要な措置を講ずること。

ウ 調査現場への関係者以外の立ち入りを禁止するため、必要と認められる箇所に立入禁止の表示板・防止策等を設置しなければならない。また、必要と認められる箇所に警戒表示板・バリケード等の保安設備を設置し、第三者へ注意を促すとともに、その協力を求めなければならない。

エ 調査区へ散水できるように、調査区周辺に水タンクを設置する等対策を行うこと。

オ 赤土等流出防止条例の他、土壤汚染対策法に基づく必要な申請書の作成及び対応を行うこと。

カ 土砂、礫、面石、コンクリート、パイプ等については分別して仮置きすること。

キ 調査で伐採した草木は空港場外に搬出、処分を行うこと。

ク 必要に応じて、関係者等の会議・調整へ調査職員とともに出席すること。また、関係資料を作成し提出すること。

(2) 空港制限区域内に伴う留意事項

- ア 受託者は、国土交通省航空局作成の「空港運用業務指針」に基づき、立ち入り者、車両、現場事務所等仮設物の設置等について、立入承認申請を行うこと。
- イ 区域内の交通ルールを順守するとともに、業務に不要な箇所への立ち入り等を行わないよう徹底すること。
- ウ 飛散物が発生しないよう、万全を尽くすこと。
- エ 空撮に伴って必要となる申請等は、受託者において行うこと。ただし、発注者でなければ申請できない事項についてはその限りでない。

6 現場事務所の設置

- (1) 指定された現場事務所を設置すること。現場事務所の場所や規模、備品については、調査職員と協議の下で決定すること。
- (2) その規模は調査職員等を含めた業務規模にあわせたものとし、受託調査員等と調査職員の事務所は、間仕切り等にて区切り、出入口も別とすること。
- (3) 遺物及び道具類保管のための倉庫を設置すること。
- (4) 現場仮設事務所及び倉庫の防犯対策などについて、調査職員と協議の上、必要な措置を講ずること。

7 熱中症対策に関する留意事項

- (1) 本件調査に携わる作業等者の健康状態について管理体制を構築するとともに、暑熱順化期間を含めた工程計画の策定、適切な機能を備えた休憩場所及び設備や作業等者の水分・塩分接種対策、透湿性・通気性の良い服装を導入するなどして熱中症対策を十分に行うこと。
- (2) JIS 規格に適合した暑さ指数（WBGT）計測器により計測を実施し、熱中症対策に活用すること。
- (3) 成果物に計測結果をまとめた資料を提出すること。

8 成果品の検査とその予定日

共通仕様書の第8条に挙げる成果物の検査を、令和9年3月1日に行うものとする。ただし、受託者が上記の予定日以前に検査を希望する場合は、委託者と協議の上、別日を設定することができる。